

## ○最低賃金の引上の目安額が発表されました

## ～最低賃金法

まだ本決まりではありませんが、7月27日に「平成29年度地域別最低賃金額改定の目安」が発表されました。引上げ額はランクに応じて、22円から26円となり、今年も大幅な引き上げとなりそうです。28年度の最低賃金は 埼玉県 845円 東京 932円 茨城 771円 群馬 759円です。都道府県別の引上げ額の目安は以下のとおりです。

## Aランク 26円

東京、神奈川、大阪、埼玉、愛知、千葉

## Bランク 25円

京都、兵庫、静岡、三重、広島、滋賀、栃木、茨城、富山、長野、山梨

## Cランク 24円

北海道、岐阜、福岡、奈良、群馬、石川、岡山、福井、新潟、和歌山、山口、宮城、香川、徳島

## Dランク 22円

福島、島根、山形、愛媛、青森、岩手、秋田、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島、宮崎、沖縄  
現時点では、あくまで目安の額ですので、今後、各都道府県の労働局での決定が行われ、10月より適用となります。金額が確定しましたら、改めてご案内致します。

## ○年金を受給するための期間が10年に短縮されました

## ～年金

本年8月1日から年金を受けるための受給資格期間(年金の受給資格を得るのに必要な保険料を納めた期間等)が、10年に短縮されました(今までは25年必要でした)。これにより、受給資格期間が10年以上25年未満だったために年金が貰えなかった人が、年金を受け取れるようになります。対象となる方には2月から7月にかけて年金請求書と請求手続きのご案内が日本年金機構からご本人あてに送付されております。社員の方から相談等がありましたらあおば事務所まで遠慮なくご相談ください。

## ○男性社員が育児休業を取得した場合の助成金

## ～助成金

子どもが生まれてから8週間以内に、連続5日以上(所定休日を含む)の育児休業を「男性」が取得した場合に受けることのできる助成金です。新たに男性の育児休業取得しやすい環境を整えた事業主が対象となるため、過去3年以内に男性が育児休業を取得した実績がある場合は対象外となっています。(出生時両立支援助成金)

## 主な要件

- ①男性労働者に、子が生まれてから8週間以内に開始する連続5日以上(所定休日を含む)の育児休業を取得させること
- ②過去3年以内に男性の育児休業取得者が出ていないこと
- ③男性労働者が育児休業を取得しやすい職場作りの取組(男性労働者を対象にした育児休業制度の利用を促進するための資料等の周知等)を行っていること
- ④育児休業の制度および所定労働時間の短縮措置について、労働協約又は就業規則に規定していること
- ⑤一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ていること。

## 支給額

育休取得者 1人目 57万円〈72万円〉 2人目以降 14.25万円〈18万円〉

(1年度で1人まで) ※〈〉は生産要件を満たした場合の額

## お知らせ

\*誠に勝手ながら8月11日～16日は夏季休業とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

社会保険加入の顧問先様 社会保険の随時改定(いわゆる月変)に関して、基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与(手当等)に変更があった場合には、その都度お知らせいただきますようご協力お願い申し上げます。

65歳以上の方の雇用保険の手続きについて これまでは65歳以上で新規に採用される方については雇用保険に加入することが出来ませんでした。平成29年1月1日から加入の対象となりました。現在65歳以上の方(週の所定労働時間が20時間以上)で雇用保険に加入していない方がいましたら手続きが必要になりますので、あおば事務所までご相談ください。